

## 宗像大宮司氏業・長氏の六波羅奉行人説再考

河窪 奈津子

はじめに

近年、中世宗像社に関する論文に、宗像社を主宰する大宮司家の領主権確立を果たした大宮司氏業、長氏父子について、六波羅探題の奉行人であったことを前提に論じられたものがあり、筆者は宗像大社所蔵文書に向き合ってきたものとして、釈然としない違和感を覚えてきた。『新修宗像市史』執筆準備として関係史料の再検討を行うなかで、従来の奉行人説について大社所蔵史料からの反論を試みることができるよう思われ、本稿を提出するものである。

そもそも、宗像姓を名乗る人物は、筑前国宗像郡の宗像社大宮司家一族に限られるのだろうか。

「宗像」姓は地名に由来するものではあるが、すでに古代奈良・平安時代に宗像地域以外に居住する宗像姓の人物を確認することができる。『続日本紀』養老五年（七二二）条に、その技能に対して褒賞を賜った「解工胸形朝臣赤麻呂」をはじめとして、『続日本後紀』「正倉院文書」においても「宗形」、「宗方」を名乗る人物が散見すること<sup>（註1）</sup>は周知のことである。

『新撰姓氏録』の「右京神別下」、「河内国神別」に挙げられた「宗形君」は吾田片隅命の後裔と称している。しかしながら宗像大宮司

家では独自に、大海命の子孫、七戸大宮司第一の宗形滋光の末裔などと称し、南北朝から室町時代にかけては醍醐天皇弟清氏親王を祖とする伝承を創りあげている<sup>（註2）</sup>。京都、河内国の宗像一族と筑前国宗像の宗像一族とは、枝分かれして以来別個の一族として存在してきたと考えられる。

また、『吾妻鏡』文治二年（一一八六）、関東知行国の「乃貢未済莊々注文」にみえる信濃国大吉祖莊の莊園領主は「宗像少輔」とある。版画家の棟方志功を引き合いに出すまでもなく東北地方には字面は問わず「むなかた」姓が多く、筆者も宗像大社学芸員として、ルーツの問合せを受けたことが何度かあった<sup>（註3）</sup>。

「宗像姓＝宗像大宮司一族」という先入観を捨て、宗像大宮司氏業、長氏が六波羅奉行人として在京していたとされる時期に、彼らが宗像の地に在って何をしていたかを検証して、六波羅奉行人説に一石を投じたいと考えている。

### 1 研究史と人名比定根拠の検証

まず、氏業・長氏奉行人説の研究史を整理しておこう。

先鞭はやはり『宗像神社史』である。下巻（一九六六年）「主なる

大官司の事績」における氏業の記述に（四六〇頁）、『勘仲記』弘安六年（一二八三）条を基に「山城平等院末寺善縁寺を六ヶ年にわたって押領し、その本尊を私堂に安置したと言はれてゐる」とあり、断定は避けるニュアンスである。『宗像大社文書』第一巻（一九九二年）の宗像氏業と長氏の初出史料である大宮院序下文での注解では、在京、奉行人説については言及していない。執筆担当は川添昭二氏であるが、当時は川添氏の、宗像姓の六波羅奉行人は在京宗像一族であるとの認識に基づくものであったと記憶している。

次いで『宗像市史』通史編第二巻（一九九九年）三五七―三五八頁、執筆者の正木喜三郎氏は「正安元年（一二九九）長氏は宗像新左衛門尉と名乗り、京都の六波羅探題の下で、六波羅奉行人であった」と記述する。寛雅博氏『日本の歴史』第一〇巻「蒙古襲来と徳政令」（講談社、二〇〇二年八月）も、「宗像大官司長氏（氏業の嫡子）は、やがて六波羅奉行人宗像新左衛門尉長氏として、訴訟関係史料中に痕跡を残す」としている。正木・寛説を踏襲して、中村光希氏「筑前国宗像社領と得宗支配」（東北学院大学中世史研究会『六軒丁中世史研究会』一一号、二〇〇五年）は、「大官司宗像氏は、自己勢力を守り抜くために、蒙古襲来のころ幕府職員（六波羅奉行）となり、訴訟関係史料にその活動の痕跡を残している」とした。

画期は、詳細に六波羅探題職員を検出することから始めた森幸夫氏『六波羅探題の研究』（続群書類従完成会、二〇〇五年）である。この検証から「同苗字の引付奉行人」十氏の中に宗像姓が含まれていること、この名字の由来が京中の宗像地名にあることが示された。ここで列記された宗像姓の引付奉行人は以下の八人である。

左衛門・六郎・良直・入道・長氏・基氏・真性・重基

森氏はその後、『勘仲記』弘安六年条から自著で検出した「宗像入道」を宗像氏業に比定し、宗像姓に筑前宗像大官司家の宗像氏を加えて、「宗像氏業は文永五年〜弘安六年までは京都を拠点とし、六波羅奉行人として活動していたとみられる」と自説に加筆した（日本史史料研究会報「ふい&ふい」一五、二〇一〇年）。これを受けて、中村翼氏「鎌倉中期における筑前国宗像社の再編と宗像氏業」（『九州史学』一六五号、二〇一三年）、野木雄大氏「鎮西における御家人制の受容―宗像大官司職相伝の正当性の確立―」（『九州史学』一七五号、二〇一六年）が、それぞれ論旨の展開において氏業の六波羅奉行人説を用いた。野木氏は、森氏が源姓とした奉行人宗像長氏についても踏み込んで「大官司長氏その人であると考えてよいだろう」とした。

反論もないままに、宗像氏業や長氏の六波羅奉行人説が定説となることを危惧してこの小論を提出するのであるが、ここで宗像氏業、長氏に比定されてきた人物の史料を確認しよう。<sup>（註4）</sup>

- (イ) 文応元年（一二六〇） 「宗像六郎子息重形号如意丸」
- (ロ) 文永五年（一二六八） 「宗像六郎左衛門」
- (ハ) 建治二年（一二七六） 「宗像入道」
- (ニ) 弘安元年（一二七八） 「宗像入道」
- (ホ) 弘安六年（一二八三） 「宗像入道浄恵」
- (ヘ) 正安元年（一二九九） 「宗像新左衛門尉」長氏
- (ト) 正安三年（一二三〇） 「宗像長氏」

(チ) 応長二年(一二三二) 「橘知尚 卒」

「母鎮西住人宗像六郎入道浄恵女」

(リ) 正和二年(一二三三) 「宗像長氏」

※ト・リはへの花押と一致することから長氏に比定

(イ) は実名比定の検証は行われていない。(ロ) は、氏業はこの時点で既に出家しており通称としては不審である。(ハ)(ニ) は同一人物と考えて良いとしても、在京の宗像一族の存在と、六波羅奉行人の中に出家して法名を名乗る人物もあることから、氏業を指すとするのは拙速である。(ホ) は法名は一致するが、この人物の実名が氏業であることの検証は省かれている。(チ) は唯一確実に宗像大宮司氏業(法名浄恵) その人を指している。

宗像長氏に比定された(ヘ)(ト)(リ) は、「新左衛門尉」という通称についての検証がなく、正和二年時点での宗像長氏の存命も確かめられない。

これまで挙げられた史料の人名を宗像大宮司氏業に比定する根拠は、「六郎」「入道」「浄恵」の一部一致によるものであり、「氏業」と表記されたものは全く無いことを確認しておく。また、『公卿補任』では「鎮西住人」と認識し、人名記述も宗像側の史料表現と一致することを考え合わせると、それ以外の史料にみえる人物を宗像大宮司氏業、長氏に比定することの根拠は盤石なものとは言い難いのである。

『宗像市史』以降の各論考は、宗像大宮司家の領主権確立のための梃子として、氏業、長氏父子が幕府―六波羅探題と結んだことを、

具体的には六波羅奉行人であったとして論じている。

氏業、長氏の時代の史料は、宗像大社所蔵中世文書のなかでも多数を占め、この二世代が大宮司嫡流家の固定化、領主権の強化、社領の拡大を成し遂げた時代であり、これまでの論考が導き出した宗像大宮司家の領主権確立の画期であること自体には異論はないが、次項では、氏業、長氏に関わる宗像側の史料を用いてその実績をたどり、在地宗像に在ってこそその活動を確かめたい。

## 2 宗像氏業の事績

氏業は伯父の氏国の養子となって大宮司職相伝を受けているが、その讓状は現存しない。応永十六年(一四〇九) 成立の『宗像社家文書惣目録』『代々社務讓状次第』にも欠けてはいるが、「宗像大宮司長氏証文進状案」二九号の寛喜三年(一二三二) 四月十二日宗像氏国書状案に「(六郎・氏業は) 幼少より養子にて候之間、一向付属所職所領之由」とあること、同じく三〇号建長三年(一二五一) 二月十四日宗像氏業所職讓状案に「寛喜三年以氏国自筆後判之状、讓給氏業之間」とあることから、大宮司職は寛喜三年に氏国から氏業へと相伝されたとして良い。ただしここに、氏国実子の氏昌、氏業実父の氏経から何かしらの異議があったようにも思われるが、本稿の趣旨はそこにはないので立ち入ることなく、大宮司となった氏業の事績を確認したい。

宗像大社所蔵文書から、氏業が関わっていると考えられる事柄についての史料(目録項目も含む)を、年次を追って書き上げてみよう。また、文永十年頃からは長氏が名実ともに大宮司としての活動

をしていると思われる、前項の（へ）（ト）（リ）に関連する長氏関係史料も加えた。

凡例

- 文書名、内容、出典の順に記した。
- 内容は、1. 大宮司職相伝、2. 本家・幕府との折衝、3. 名主相論、4. 社領各所相論、の四つに大別し番号で示した。
- 文書は全て『宗像大社文書』第一巻・第二巻に収録されており、I、IIで巻数を、続いて史料名、文書番号（物目録は項目番号）を示した。

建長二年（一二五〇）  
大宮司氏業安堵 1  
I 三〇

建長三年（一二五一）  
宗像氏業所職讓状案  
長氏に讓与 1  
II 長氏注進三〇

建長四年（一二五二）  
関東下知  
小呂島相論 4  
II 物目録 67

関東御教書案  
守護使不入 2  
II 長氏注進一九

建長五年（一二五三）  
六波羅書下  
小呂島相論 4  
I 三一  
六波羅施行状  
守護使不入 2  
I 三二

建長七年（一二五五）  
田久村安堵状  
赤馬莊田久村安堵 4  
II 物目録 7

建長八年（一二五六）  
大宮院序下文  
長氏大宮司職安堵 1  
I 一〇  
六波羅施行状  
施行 1  
II 出光一三

正嘉元年（一二五七）  
関東御教書案  
本家との和与 2  
II 長氏注進二二

寛喜三年（一二三二）

宗像氏国書状案  
氏業に讓与 1  
II 長氏注進二九

貞永元年（一二三二）

関東下知状案  
修理料所曲村相論 4  
II 長氏注進一六

文暦二年（一二三五）

関東御教書案  
本木村相論 4  
II 長氏注進一七

仁治二年（一二四二）

関東御教書  
修理料所曲村相論 4  
II 出光四

預所橘知茂和与状	本家との和与2	II 出光一四	文永二年(一二六五)		
関東御教書案	赤馬莊相論4	II 長氏注進二五	田久村等安堵状	赤馬莊田久村安堵2	II 惣目録7
関東御教書案	名主相論3	II 長氏注進二二			
六波羅施行状	名主相論3	II 出光五	文永三年(一二六六)		
六波羅下知	宇佐宮造管課役2	II 惣目録37	後嵯峨上皇(?)院宣(断簡)		
武藤資能・中原信景(?)連署書状	宇佐宮造管課役2	I 三四	造管		I 二〇二
姉小路中納言消息	赤馬莊田久村安堵2	II 惣目録7	文永四年(一二六七)		
宗像名主連署・太宰少貳資能請文	名主相論3	II 惣目録44	関東下知状案	安楽寺との相論4	II 長氏注進二三
正嘉二年(一二五八)			文永五年(一二六八)		
六波羅裁許状(断簡)	名主相論3	I 五二	沙弥浄恵請文案	土穴・稻本・須恵村相論4	I 六〇
正嘉三年(一二五九)			大中臣経実寄進状	山口村寄進3	I 六一
「大札」	社領支配	II 事書に引用	文永六年(一二六九)		
弘長元年(一二六一)			書状	造管	II 惣目録66
預所備中守橘知茂和与状写	本家との和与2	II 近藤四	預所橘知嗣下文	土穴・稻本・須恵村相論4	I 四三
六波羅御教書写	本家との和与2	II 近藤五	文永七年(一二七〇)		
文永元年(一二六四)			大中臣経実請文	山口村寄進3	I 六三
関東裁許状案	伊佐早莊相論4	II 浄恵注進四	文永八年(一二七一)		

預所橋知嗣袖判下文 土穴・稻本・須惠村相論 4

I 四四

石清水八幡別当法印行清請文

山田村相論 4

I 六四

關東裁許狀案

伊佐早莊相論 4

II 長氏注進二二六

文永九年（一二七二）

石清水八幡別当法印行清請文

山田村相論 4

I 六五

六波羅下知狀

山田村相論 4

II 出光六

大宰府守護所牒

山田村相論 4

I 四五

守護所牒

山田村相論 4

II 惣目録 36

宗像大神宮神官・僧官・御灯衆連署起請文

須惠村相論 4

II 宗像家一

文永十年（一二七三）

關東御教書写

土穴・稻本・須惠村相論 4

II 近藤六

浄惠讓狀

所領・所職 1

II 惣目録 67

文永十一年（一二七四）

大宮司長氏注進狀案

II 長氏注進

沙弥浄惠注進狀案

II 浄惠注進

文永十二年（一二七五）

六波羅御教書写

西郷住人刃傷

II 近藤七

建治三年（一二七七）

關東裁許狀案

朝町村相論 4

II 宗像家九

弘安二年（一二七九）

關東安堵

長氏社務職安堵 1

II 惣目録 2

六波羅施行狀

長氏社務職安堵 1

I 四七

弘安三年（一二八〇）

六波羅奉行人某書狀

怪異

I 八五

政泰（ママ）返狀

怪異

II 惣目録 32

六波羅奉行人狀

怪異

II 惣目録 32

（斎藤）觀意・見蓮返狀

怪異

II 惣目録 32

勘解由朝臣返狀（宗像入道宛）

怪異

II 惣目録 32

正安三年（一三〇一）

關東御教書

長氏大宮司職補任 1

II 出光八

延慶二年（一三〇九）

自長氏氏盛讓狀

大宮司職讓与 1

II 惣目録 67

氏業の活動時期を考えてみよう。息子長氏の妻は文永六年（一二六九）には「号宗像女房」して、父から肥前国晴氣保地頭職を譲与され（Ⅰ六二）、さらに建治三年（一二七七）に長氏との息子弥松に晴氣保を譲与している（Ⅰ六七）。二人の婚姻の時期、息子弥松は童名であることを考え合わせると、長氏が父氏業の申請によって大宮司職安堵を得た建長八年（一二五六）時点で仮に十才とすれば、妻を得ていた文永六年は二十三才。当時の婚姻年齢からすれば、もう少し若かったかもしれない。ともあれ、一般に元服して実名を名乗るにはまだ満たない年齢での大宮司職安堵であったと思われる。したがって、長氏が成長して父の後見を不要とするようになったのは、文永十年の浄恵讓状（Ⅱ惣目録67）あたりが契機であろう。つまりそれまでは、実権は氏業にあったのである。

氏業が自らが大宮司職にあつて領主権を行使するのではなく、早々に幼い長氏に大宮司職を譲与した意図は、大宮院序下文に引用された解状の文言、「然則以長氏為件職、任旧例、一事以上執行社務、子孫相伝無相違可令領掌之旨」に尽きる。氏業は伯父氏国の養子として大宮司職を相伝したものの、氏国実子の氏昌、自身の実父の氏経との何らかのトラブルを解消した後、ようやく建長二年に社務職安堵の関東御教書を得ている。このことが長氏以降の子孫相伝、つまり大宮司嫡流家の固定化を強く意図させたのである。前記一覧の2、3、4に分けた内容の史料は、それを補完強化し大宮司の領主権を強固にするための施策であった。

矢継ぎ早に訴訟案件を処理した後の正嘉三年に、「大札」が社内に表示されており、たとえ幼くとも長氏が宗像社を主宰する大宮司であ

ることを明確にするものであつたらう。

次に、前項で列挙した氏業・長氏に比定されてきた人名とからめながら、彼らの実績を追ってみよう。

先ず文応元年に「宗像六郎子息」が將軍宗尊親王に供奉したことから、氏業はこの頃には在鎌倉であつたとの論を再考すると、「宗像六郎」を氏業とする根拠は薄い。子息如意丸は童名であるから長氏ではなく、この名誉ある役に大宮司職を継承しない子息を付けたことも疑問である。

翌弘長元年には、正嘉元年に本家との和与が成立した三件のうちの、大宮司一円支配地への編入事項について、本家と幕府の両方からの再確認を得ている。氏業による入念な「仕上げ」である。この案件に費やした時間は決して短くはなかつたはずである。ちなみに、この和与と土穴・稲本・須恵三か村相論の件で氏業は莊園宗像社の預所であつた橘知茂、知嗣父子との知遇を得て、知嗣に娘を嫁がせることになつたのであろう。氏業に対して莊園領主側の信頼は厚かつたものと思われる。

文永五年から弘安二年までの「宗像入道」を氏業（浄恵）にあてることができらるだろうか。氏業は文永元年からは毎年、案件処理をこなしている。氏業私領の肥前国伊佐荘相論の関東下知、同じく私領の赤馬莊田久村の莊園領主からの安堵、造営事業、安楽寺所司との社領・検断等についての下知と続き、文永五年には土穴・稲本・須恵村相論<sup>（註6）</sup>について問注所からの問合せを受けての請文を提出している。とても長期にわたって宗像を離れていたとは考えられない。問注所が氏業に問合せたのは、宗像社の実質的な統括者であり事情

通であることを認識していたからであろう。請文も伝聞ではなく氏業の言葉で申し述べられており、氏業の宗像在住を示している。この問状と請文が短期間のやりとりであることから、先行研究は氏業の在京を示すと論じているが、この期間の在京を認めるとしてもそれ以前からの長期間の在京には結びつかない。

常に氏業の念頭にあったのは、長氏が長じて大宮司職の責務を果たせるようになるまで、その後見人として大宮司の領主権を強化し、社領を拡大することであったのは、一覽から容易に見て取れる。京都にあつて他人様の訴訟事務に従事する段ではなかったと思つている。また、訴訟事務処理能力を身に着ける時間があつたとも考えられない。

『惣目録』「就宗像社怪異事御卷数」項には、弘安三年の一連の關係文書が収録されており、そのうちの一通は現存している（I八五）。宗像社から六波羅探題に宛てた怪異に対する祈禱卷数の上甲を受けて、担当を町野政康とする旨の書状（二月廿六日）、町野政康からの連絡（廿七日）を受けた斎藤觀意・見蓮から宗像六郎入道宛ての書状（廿九日）、勘解由朝臣某から宗像入道に宛てた卷数の請取状（四月三日）と日付順に並べることができる。ここでいう「宗像入道」は氏業（浄恵）を指すのは当然であり、また宗像にいたことも明らかである。『勘仲記』の弘安六年条で善縁寺を六年にわたつて押領した「宗像入道浄恵」は、同名別人と考えて良い。氏業は神官である。本尊の略奪などあつてはならない。

氏業の六波羅奉行人説を再考すれば、長氏についても見直しが必要となる。前項の（ト）正安三年（一三〇一）「宗像長氏」について

は、同年の関東御教書による長氏の大宮司職還補が「為異族防禦」であることから、長氏が筑前国宗像郡に在任してその役目を果たすことが期待されており、やはり同名別人であろう。とすれば、花押を同じくする（へ）（り）の宗像長氏も別人である。

以上、宗像大宮司氏業（浄恵）、長氏父子の六波羅奉行人説を否定検証してきたが、氏業が本家（公家）や幕府との関わりを持たなかつたということでは決してない。建長三年の氏業讓状案の「依致奉公官仕之忠、不得治務在国之隙」とあるように、例えば京都大番役のような御家人としての奉公も果たしている。前述したように公家の橘氏との婚姻関係も結んでいる。宗像郡朝町村地頭として東国御家人の佐々目氏が下向して土着していくが、当然宗像大宮司家との交渉もあつた。就中親交を結んだのが六波羅奉行人斎藤氏であろう。文永十一年の注進状作成にあつて、斎藤觀意は協力を惜しんでいない。氏業の意図達成にこのような人脈、経験が生かされたであろうが、氏業自身は六波羅奉行人ではなかつたというのが、本稿の結論である。したがつて、六波羅奉行人宗像姓の人物は全て在京の宗像姓一族であると考ええる。

#### おわりに

氏業は自身の大宮司職掌握ではなく、大宮司長氏の後見となつてその領主権確立・強化、社領拡大に向けて長年にわたる活動をしてきたことを、宗像大社所蔵文書から示すことができた。弘安二年、幕府による長氏への大宮司職安堵を得ることで、氏業の活動は結実して終焉を迎える。歴史を早送りしてみると、氏業―長氏

―氏盛―氏範―氏正と大宮司嫡流家が定着しており、氏業がその礎を築いたのである。

宗像社の年中行事を知る最古の史料は正平廿三年（一二三六）成立のものであり、一年中ほとんど神事とその準備が続いている。この中で書き上げられた末社は鎌倉末期成立と思われる「宗像大菩薩御縁起」とほぼ変わりがない。また、建治三年（一二七七）関東裁許状案（Ⅱ宗像家九）からは、嘉禎二年（一二三六）には既に五月会・放生会が斎行されていることがわかり、鎌倉中期には正平の頃に行われていたものに近い神事・年中行事が整えられていたと思われる。氏業も長氏も、宗像社を主宰し神事の祭主を務める大宮司であるという視点の欠落を、最後に指摘して擱筆する。

#### 註

(1) 奈良・平安時代の胸形・宗形姓の人物については、第三次沖ノ島調査報告書『宗像沖ノ島』Ⅲ史料（宗像大社復興期成会、一九七九年）、『宗像市史』史料編古代中世Ⅰ（宗像市、一九九五年）に、網羅的に収録されている。

(2) 「宗像大菩薩御縁起」、「宗像宮創造記」〔宗像大社文書〕第二巻に別冊影印本と共に収録）

(3) その正確・明確な理由を持つには至らないが、京都や河内国の宗像一族のうち、さらに東を目指して行った人びとが定住するに至ったことも考えられると思っている。

(4) 基本的に森氏著書での検証から取っており参照願いたい。(イ)は『吾妻鏡』(ロ)は「天台座主記」第八十五、(ハ)は「高野山文書又続宝

簡集」、(ニ)は『勘仲記』弘安元冬巻裏文書、(ホ)は『勘仲記』弘安六年、(ヘ)は九条家文書六一六三五、(ト)は東大写真帳尊経閣古文書纂二二、(リ)は東大寺文書之十一―二六五。(チ)は中村翼氏論文註(43)の教示をうけて『尊卑文脈』『公卿補任』から採った。

(5) 宗像大社文書中に現存する晴気保の手継文書から、長氏の妻は亡父の遺言により兄藤原隆泉からの譲与をうけ、「今者号宗像女房」ということから、文永六年時点では長氏の妻であった。

(6) この三箇村をめぐる相論は長期間にわたるが、その後は各村に分けて相伝した子孫によつて南北朝・室町時代にかけて宗像社に譲渡されており、手継証文として相論関係史料も宗像社に渡ったのである。伝領、譲渡の過程は、来たるべき『新修宗像市史』において執筆しようとする準備中である。

(7) 河窪「宗像大社所蔵文書と宗像大社中・近世史」〔宗像・沖ノ島と関連遺産群〕研究報告Ⅰ、二〇一一年、「中世宗像社の神事と大宮司の社領支配」〔神道宗教〕二二二・二二三号、二〇一一年

(かわくぼなつこ) 中世部会